

令和 7 年長浜市議会定例会

令和 7 年 9 月定例会月議会

議案書・諮問

- 4 令和 7 年度長浜市一般会計補正予算（第 4 号）
- 13 令和 7 年度長浜市一般会計補正予算（第 5 号）
- 32 令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 40 令和 7 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 48 令和 7 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 51 令和 6 年度長浜市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 52 令和 6 年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 53 令和 6 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 54 令和 6 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 55 令和 6 年度長浜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 56 令和 6 年度長浜市休日急患診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 57 令和 6 年度長浜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 58 令和 6 年度長浜市病院事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について
- 59 令和 6 年度長浜市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 60 長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 61 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 65 長浜市診療所条例及び長浜米原休日急患診療所条例の一部改正について
- 67 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 68 長浜市生活文化交流施設条例の一部改正について
- 69 長浜市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
- 70 長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 71 長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 74 長浜市都市計画マスタープランの改定について
- 220 長浜市定住自立圏形成方針の変更について
- 225 財産の貸付けについて
- 227 市道の路線の廃止及び認定について
- 229 損害賠償の額を定めることについて
- 230 小谷財産区管理会の委員の選任について
- 231 小谷財産区管理会の委員の選任について

- 232 小谷財産区管理会の委員の選任について
- 233 小谷財産区管理会の委員の選任について
- 234 小谷財産区管理会の委員の選任について
- 235 小谷財産区管理会の委員の選任について
- 236 小谷財産区管理会の委員の選任について
- 238 田根財産区管理会の委員の選任について
- 240 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 241 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 242 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 243 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 244 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 245 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 246 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 247 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 248 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 249 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 250 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和7年度長浜市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度長浜市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ45,420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,975,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月29日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		209,904	9,084	218,988
	1 分担金	18,047	9,084	27,131
15 県支出金		4,829,744	27,252	4,856,996
	2 県補助金	2,050,100	27,252	2,077,352
19 繰越金		33,095	9,084	42,179
	1 繰越金	33,095	9,084	42,179
歳入合計		59,929,804	45,420	59,975,224

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費		2,323,020	45,420	2,368,440
	1 農業費	2,184,704	45,420	2,230,124
歳 出 合 計		59,929,804	45,420	59,975,224

令和 7 年度長浜市一般会計
補正予算（第 4 号）説明書

歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

目	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費分担金	18,047	9,084	27,131
計	18,047	9,084	27,131

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費県補助金	510,556	27,252	537,808
計	2,050,100	27,252	2,077,352

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	33,095	9,084	42,179
計	33,095	9,084	42,179

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農業費分担金	9,084	湖北地区基幹水利施設管理事業費分担金 9,084

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 農地費補助金	27,252	湖北地区基幹水利施設管理事業費補助金 27,252

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	9,084	

歳出

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 農地費	1,484,983	45,420	1,530,403	27,252		9,084	9,084
計	2,184,704	45,420	2,230,124	27,252		9,084	9,084

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	45,420	□農業用施設等維持管理事業費 45,420
		光熱水費 45,420

令和 7 年度長浜市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度長浜市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 0 8， 3 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 0， 6 8 3， 5 3 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		9,538,404	221,117	9,759,521
	1 国庫負担金	6,912,741	92,986	7,005,727
	2 国庫補助金	2,599,772	125,927	2,725,699
	3 国庫委託金	25,891	2,204	28,095
15 県支出金		4,856,996	23,422	4,880,418
	1 県負担金	2,333,048	19,829	2,352,877
	2 県補助金	2,077,352	3,593	2,080,945
18 繰入金		4,990,224	93,354	5,083,578
	1 基金繰入金	4,934,927	92,536	5,027,463
	2 他会計繰入金	55,297	818	56,115
19 繰越金		42,179	321,968	364,147
	1 繰越金	42,179	321,968	364,147
20 諸収入		1,441,015	3,350	1,444,365
	5 雑入	1,367,252	3,350	1,370,602
21 市債		1,762,900	45,100	1,808,000
	1 市債	1,762,900	45,100	1,808,000
歳入合計		59,975,224	708,311	60,683,535

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,763,263	167,560	6,930,823
	1 総務管理費	5,523,875	162,964	5,686,839
	2 徴税費	524,607	2,310	526,917
	3 戸籍住民基本台帳費	457,307	2,286	459,593
3 民生費		24,134,138	104,941	24,239,079
	1 社会福祉費	12,726,689	4,949	12,731,638
	2 児童福祉費	9,565,633	99,992	9,665,625
4 衛生費		5,619,476	51,190	5,670,666
	1 保健衛生費	5,619,476	51,190	5,670,666
7 商工費		1,646,801	129,000	1,775,801
	1 商工費	1,646,801	129,000	1,775,801
8 土木費		4,701,082	125,000	4,826,082
	2 道路橋梁費	1,541,971	125,000	1,666,971
10 教育費		8,041,106	67,954	8,109,060
	2 小学校費	1,544,639	26,043	1,570,682
	5 社会教育費	999,524	10,000	1,009,524
	6 保健体育費	1,892,122	31,911	1,924,033
12 公債費		3,982,044	62,666	4,044,710
	1 公債費	3,982,044	62,666	4,044,710
歳 出	合 計	59,975,224	708,311	60,683,535

第2表 繰越明許費補正

変更

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土木費	2 道路橋梁費	雪寒対策費	59,000	雪寒対策費	99,000

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
財務会計システム改修業務	令和7年度から 令和8年度まで	3,102千円

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	千円 223,600	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 264,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
文化施設整備事業	26,500				31,000			

令和 7 年度長浜市一般会計 補正予算（第 5 号）説明書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費国庫負担金	6,685,508	92,986	6,778,494
計	6,912,741	92,986	7,005,727

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費国庫補助金	1,059,251	51,514	1,110,765
3 民生費国庫補助金	582,007	9,353	591,360
8 土木費国庫補助金	561,470	60,060	621,530
10 教育費国庫補助金	345,814	5,000	350,814
計	2,599,772	125,927	2,725,699

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費国庫委託金	1,087	2,204	3,291
計	25,891	2,204	28,095

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費県負担金	2,329,034	19,829	2,348,863
計	2,333,048	19,829	2,352,877

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費県補助金	870,361	3,593	873,954
計	2,077,352	3,593	2,080,945

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2 減債基金繰入金	1,295,610	55,003	1,350,613
12 子ども未来教育基金繰入金	261,319	26,043	287,362
13 デジタル化推進基金繰入金	215,632	11,490	227,122
計	4,934,927	92,536	5,027,463

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 児童福祉費負担金	92,986	民間保育所運営費負担金 92,986

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	51,514	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 51,514
1 しょうがい者福祉費補助金	2,167	しょうがい者総合支援事業費補助金 473 地域診療情報連携推進費補助金 1,694
3 児童福祉費補助金	7,186	子ども子育て支援交付金 7,186
2 道路橋梁費補助金	60,060	社会資本整備総合交付金 60,060
4 社会教育費補助金	5,000	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 5,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 戸籍住民基本台帳費委託金	2,204	中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金 2,204

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 児童福祉費負担金	19,829	民間保育所運営費負担金 19,829

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 児童福祉費補助金	3,593	地域子育て支援事業費補助金 3,593

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 減債基金繰入金	55,003	
1 子ども未来教育基金繰入金	26,043	
1 デジタル化推進基金繰入金	11,490	

(款) 18 繰入金

(項) 2 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
6 介護保険特別会計繰入金	55,297	818	56,115
計	55,297	818	56,115

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	42,179	321,968	364,147
計	42,179	321,968	364,147

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
5 雑入	1,367,231	3,350	1,370,581
計	1,367,252	3,350	1,370,602

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
8 土木債	453,400	40,600	494,000
10 教育債	834,200	4,500	838,700
計	1,762,900	45,100	1,808,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護保険特別会計繰入金	818	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	321,968	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 教育費雑入	3,350	学校給食費納入金 3,350

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 道路橋梁整備事業債	40,600	地方道路等整備事業債 40,600
5 文化施設整備事業債	4,500	

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,980,523	7,012	1,987,535	△82		7,012	82
8 企画費	549,095	15,952	565,047				15,952
15 諸費	70,542	140,000	210,542				140,000
計	5,523,875	162,964	5,686,839	△82		7,012	156,034

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 賦課徴収費	152,030	2,310	154,340			2,310	
計	524,607	2,310	526,917			2,310	

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 戸籍住民基本台帳費	457,307	2,286	459,593	2,286			
計	457,307	2,286	459,593	2,286			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 しょうがい福祉費	4,955,135	1,733	4,956,868	866		867	
4 老人福祉費	2,201,409	614	2,202,023			614	
5 福祉医療助成費	1,025,979	2,602	1,028,581	1,301		1,301	
計	12,726,689	4,949	12,731,638	2,167		2,782	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	7,012	☐ 職員給与費 財源更正 ☐ 人事管理事務経費 7,012 情報システム委託料 7,012
18 負担金、補助 及び交付金	15,952	☐ 交通対策事業費 15,952 デマンドタクシー運行補助金 15,952
22 償還金、利子 及び割引料	140,000	☐ 市税等還付金 140,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	2,310	☐ 市税賦課徴収管理事務経費 2,310 情報システム委託料 2,310

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	82	☐ 戸籍住民基本台帳管理事務経費 2,286
17 備品購入費	2,204	消耗品費 82 備品購入費 2,204

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	1,733	☐ しょうがい福祉事務経費 1,733 情報システム委託料 1,733
22 償還金、利子 及び割引料	614	☐ 高齢者福祉事務経費 614 償還金 614
12 委託料	2,602	☐ 福祉医療助成事業費 2,602 情報システム委託料 2,602

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	3,773,803	7,815	3,781,618	7,815			
4 保育所費	1,341,333	34,942	1,376,275	33,844			1,098
5 認定こども園費	4,059,760	57,235	4,116,995	78,971			△21,736
計	9,565,633	99,992	9,665,625	120,630			△20,638

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健衛生総務費	4,055,423	14,053	4,069,476	14,053			
4 母子保健費	211,774	14,374	226,148	10,779			3,595
5 健康増進費	98,663	22,763	121,426	15,387			7,376
計	5,619,476	51,190	5,670,666	40,219			10,971

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工業振興費	899,187	9,000	908,187				9,000
3 観光費	460,723	120,000	580,723				120,000
計	1,646,801	129,000	1,775,801				129,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	7,815	□子ども・子育て支援事業費 物価高騰対策事業補助金	7,815 7,815
12 委託料	29,000	□保育所運営支援事業費	29,000
19 扶助費	5,942	保育所運営委託料	29,000
		□保育所管理運営事業費 扶助費	5,942 5,942
19 扶助費	57,235	□認定こども園管理費 財源更正	
		□認定こども園運営支援事業費 扶助費	57,235 57,235

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	14,053	□病院事業会計負担金 負担金	14,053 14,053
12 委託料	14,374	□母子保健事業費 産後ケア業務委託料	14,374 14,374
13 使用料及び賃 借料	7,376	□健康増進生活習慣病健診事業費 使用料及び賃借料	7,376 7,376
18 負担金、補助 及び交付金	15,387	□地域医療推進事業費 医療機関物価高騰対策支援金	15,387 15,387

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
20 貸付金	9,000	□商業振興対策事業費 (株)黒壁経営改革資金貸付金	9,000 9,000
18 負担金、補助 及び交付金	120,000	□己高庵管理運営事業費 己高庵改修負担金	120,000 120,000

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
2 道路維持費	635,911	40,000	675,911	19,710	11,800		8,490
4 道路新設改良費	580,084	85,000	665,084	40,350	28,800		15,850
計	1,541,971	125,000	1,666,971	60,060	40,600		24,340

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 小学校管理費	1,089,106	26,043	1,115,149			26,043	
計	1,544,639	26,043	1,570,682			26,043	

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 文化財保護費	37,283	10,000	47,283	5,000	4,500		500
計	999,524	10,000	1,009,524	5,000	4,500		500

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 学校給食費	1,075,941	31,911	1,107,852	14,259		3,350	14,302
計	1,892,122	31,911	1,924,033	14,259		3,350	14,302

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	40,000	□雪寒対策費	40,000
		整備事業費	40,000
12 委託料	9,000	□補助道路整備事業費	85,000
14 工事請負費	76,000	整備事業費	85,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	2,834	□小学校統合準備経費	26,043
12 委託料	3,941	修繕料	2,834
17 備品購入費	18,214	備品移動運搬業務委託料	3,941
18 負担金、補助 及び交付金	1,054	備品購入費	18,214
		学用品購入補助金	1,054

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	1,005	□指定文化財等保存整備事業費	10,000
14 工事請負費	8,995	名勝慶雲館庭園保存整備委託料	1,005
		整備事業費	8,995

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	31,911	□学校給食センター管理運営事業費	31,911
		賄材料費	31,911

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 元金	3,741,913	55,003	3,796,916				55,003
2 利子	239,131	7,215	246,346				7,215
3 公債諸費	1,000	448	1,448				448
計	3,982,044	62,666	4,044,710				62,666

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	55,003	□長期債元金 繰上償還元金	55,003 55,003
22 償還金、利子 及び割引料	7,215	□長期債利子	7,215
21 補償、補填及 び賠償金	448	□公債諸費 市債繰上償還補償金	448 448

債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額
又は支出額の見込み、及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和6年度末までの 支 出 (見 込) 額		令和7年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
財務会計システム改修業務	3,102			令和7年度から 令和8年度まで	3,102		2,700		402

令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 78,736 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,745,507 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 29 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		23,975	21,819	45,794
	1 繰越金	23,975	21,819	45,794
12 諸収入		17,020	56,917	73,937
	5 雑入	3,506	56,917	60,423
歳入合計		10,666,771	78,736	10,745,507

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		53,893	78,736	132,629
	2 償還金及び還付加算金	11,296	78,736	90,032
歳出	合計	10,666,771	78,736	10,745,507

令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計 補正予算（第 2 号）説明書

歳入

(款) 11 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	23,975	21,819	45,794
計	23,975	21,819	45,794

(款) 12 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
5 雑入	26	56,917	56,943
計	3,506	56,917	60,423

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	21,819	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 国民健康保険事業費雑入	56,917	国民健康保険保険給付費等交付金剰余金返還金 56,917

歳出

(款) 5 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 償還金	1	78,736	78,737			56,917	21,819
計	11,296	78,736	90,032			56,917	21,819

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	78,736	□償還金	78,736

令和 7 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 177,288 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,612,288 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 29 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		1,000	177,288	178,288
	1 繰越金	1,000	177,288	178,288
歳入合計		12,435,000	177,288	12,612,288

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		65,525	177,288	242,813
	1 基金費	6,898	95,264	102,162
	3 償還金及び還付加算金	3,030	81,206	84,236
	4 繰出金	55,297	818	56,115
歳出合計		12,435,000	177,288	12,612,288

令和 7 年度長浜市介護保険特別会計 補正予算（第 1 号）説明書

歳入

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1,000	177,288	178,288
計	1,000	177,288	178,288

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	177,288	

歳出

(款) 6 諸支出金

(項) 1 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 基金費	6,898	95,264	102,162				95,264
計	6,898	95,264	102,162				95,264

(款) 6 諸支出金

(項) 3 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	0	81,206	81,206				81,206
計	3,030	81,206	84,236				81,206

(款) 6 諸支出金

(項) 4 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 他会計繰出金	55,297	818	56,115				818
計	55,297	818	56,115				818

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	95,264	☐ 介護保険財政調整基金積立金 95,264

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	81,206	☐ 過年度分精算返還金 81,206

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	818	☐ 一般会計繰出金 818

令和7年度長浜市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度長浜市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度長浜市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 長浜病院事業収益	15,970,000 千円	50,775 千円	16,020,775 千円
第3項 特別利益	0 千円	50,775 千円	50,775 千円
支		出	
第1款 長浜病院事業費用	16,970,000 千円	50,775 千円	17,020,775 千円
第4項 特別損失	0 千円	50,775 千円	50,775 千円

令和7年8月29日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 7 年度長浜市病院事業会計
補正予算（第 1 号）説明書

令和7年度 長浜市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院			15,970,000	50,775	16,020,775	
事 業 収 益	3. 特別利益		0	50,775	50,775	
		1. その他特別利益	0	50,775	50,775	病院賠償責任保険金

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院			16,970,000	50,775	17,020,775	
事 業 費 用	4. 特別損失		0	50,775	50,775	
		1. その他特別損失	0	50,775	50,775	解決金 弁護士費用

令和 6 年度長浜市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 6 年度長浜市一般会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 6 年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 6 年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 6 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 6 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 6 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 6 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 6 年度長浜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 6 年度長浜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 6 年度長浜市休日急患診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 6 年度長浜市休日急患診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 6 年度長浜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 6 年度長浜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 6 年度長浜市病院事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項及び第32条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和6年度長浜市病院事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 6 年度長浜市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 6 年度長浜市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成18年長浜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第15条の3及び第15条の4を削る。

第17条の次に次の3条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、長浜市職員の育児休業等に関する条例（平成18年長浜市条例第31号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 長浜市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければ

ばならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 長浜市職員の育児休業等に関する条例（平成18年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法」を「育児休業法」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第14条中「同法」を「育児休業法」に改める。

第17条の表第12条第1項の項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」に改め、同表第16条第6項の項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

第20条の表第12条第1項の項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」に改め、同表第16条の4第1項の項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

第21条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第22条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、15分を単位として行うものとする。

第22条第2項中「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、15分を単位として行うものとする。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間

とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第24条（見出しを除く。）を次のように改める。

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

（長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年長浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「1日の勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の長浜市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

長浜市診療所条例及び長浜米原休日急患診療所条例の一部改正について

長浜市診療所条例及び長浜米原休日急患診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市診療所条例及び長浜米原休日急患診療所条例の一部を改正する条例

(長浜市診療所条例の一部改正)

第1条 長浜市診療所条例（平成18年長浜市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「被扶養者等」の次に「（以下「被保険者等」という。）」を加え、同条第2項中「者」の次に「（以下「要介護認定者等」という。）」を加える。

第7条（見出しを除く。）を次のように改める。

第7条 被保険者等が第4条第1項第2号から第4号までの診療を受けるとき又は要介護認定者等が同条第2項の居宅介護サービスを受けるときは、被保険者等又は要介護認定者等であることの確認を受け、一部負担金を納付しなければならない。

第8条第1項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。）に基づき、」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）により」に改め、同条第2項中「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号。）を「介護保険法第41条第4項及び第53条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準（」に改め、同条第3項第1号中「（平成20年厚生労働省告示第59号）」を削る。

(長浜米原休日急患診療所条例の一部改正)

第2条 長浜米原休日急患診療所条例（平成21年長浜市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

休日診療所において診療を受けた者は、診療に要した費用を納付しなければならない。この場合において、納付すべき額及びその算定方法は、長浜市診療所条例（平成18年長浜市条例第100号）第7条及び第8条の規定を準用する。

第6条中「徴収する」を「納付しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月2日から施行する。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

長浜市農業集落排水処理施設条例（平成18年長浜市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表常喜本庄地区農業集落排水処理施設の項及び賀・小今地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

長浜市生活文化交流施設条例の一部改正について

長浜市生活文化交流施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市生活文化交流施設条例の一部を改正する条例

長浜市生活文化交流施設条例（平成18年長浜市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表虎姫時遊館の項を削る。

別表第 1 虎姫時遊館の項を削る。

別表第 2 虎姫時遊館の項を削る。

別表第 3 中

「

施設名	区分	単位	使用料
養蚕の館	多目的ホール	1 時間	7 0 0 円
	研修室		4 0 0 円
	和室		4 0 0 円
虎姫時遊館	和室研修室	1 時間	4 0 0 円
	小研修室		2 0 0 円

」

を

「

施設名	区分	使用料（1 時間当たり）
養蚕の館	多目的ホール	7 0 0 円
	研修室	4 0 0 円
	和室	4 0 0 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市立学校の設置等に関する条例の一部改正について

長浜市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市立学校の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

塩津小学校	長浜市西浅井町塩津中 4 1 番地
永原小学校	長浜市西浅井町大浦 1 6 7 番地

」

を

「

西浅井小学校	長浜市西浅井町塩津中 3 1 2 番地
--------	---------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市病院事業の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「461床」を「437床」に改め、同条第3項第2号中「83床」を「73床」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 30 日から施行する。

長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年長浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

田村東畑地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された彦根長浜都市計画田村東畑地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	--

別表第2に次のように加える。

9 田村東畑地区地区整備計画区域

計画地区の区分		田村東畑地区
ア	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（ただし、一戸建専用住宅に限る。） (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3に定めるもの (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で政令第130条の4に定めるもの (5) 自治会等の地区住民を対象とした社会教育的な活動又は自治会活動の目的に供するための集会所その他これに類するもの (6) 前各号の建築物に付属するもの（政令第130条の5に定めるものを除く。）
イ	建築物の容積率の最高限度	10分の20
エ	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6
オ	建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル（すみ切りをした敷地は180平方メートル）
キ	壁面の位置の制限	道路境界及び隣地境界から1.0メートル以上とする。
ク	壁面の位置の制限の	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が

	適用除外	3. 0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒高が2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 壁面を有しない自動車車庫で軒高が2. 5メートル以下であるもの
ケ	建築物の高さの最高限度	(1) 建築物の高さの最高限度は、地盤面から12. 0メートルとする。 (2) 前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さは、建築物の壁面から前面道路の反対側の境界線までの水平距離が20. 0メートル以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1. 25を乗じて得たもの以下とする。 (3) 地盤面からの建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1. 25を乗じて得たものに10. 0メートルを加えたもの以下とする。

附 則

この条例は、彦根長浜都市計画田村東畑地区地区計画の決定に関する都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。